

○ 本県における環境行政

1 環境行政機構等の変遷

昭44. 7. 21	衛生部環境衛生課に公害係新設
昭45. 7. 1	衛生部に公害対策室（企画調整係，調査指導係）新設
昭46. 7. 19	公害対策室を公害課（企画調査係，大気保全係，水質保全係）に改組 衛生研究所を公害衛生研究所に改組し，公害研究部（大気課，水質課）を新設 水産商工部観光物産課に自然保護係を新設
昭46. 12. 25	公害課に調査係を新設
昭47. 4. 1	衛生部に環境保全課（自然保護係，環境整備係，鳥獣保護係）を新設 公害課に公害保健係を新設
昭49. 4. 1	衛生部に環境局を設置（公害対策課，公害規制課，環境保全課で構成）
昭50. 7. 21	公害対策課に審査係を新設
昭52. 7. 25	環境保全課を環境整備係，水道係，自然保護第一係，自然保護第二係に改組（狩猟行政は林務部へ移管）
昭56. 7. 1	川内環境監視センターを新設
昭57. 5. 1	公害対策課と環境保全課を環境管理課（企画調整係，審査係，公害保健係，自然保護第一係，自然保護第二係，環境水道係）に改組 公害規制課に計画係を新設 原子力安全対策室を新設 環境センター（管理部，大気部，水質部，放射線部）を新設
昭59. 5. 1	環境管理課の自然保護第一係と自然保護第二係を再編し，自然保護係に改組 環境管理課に環境管理監を配置
昭61. 4. 1	保健環境部（環境局と衛生部との統合・再編）の設置 環境審議監を配置 原子力安全対策室を公害規制課の課内室とし，新たに原子力安全対策監を配置 環境管理課の企画調整係，審査係及び公害保健係を再編し，公害保健係と環境影響審査係に改組 公害規制課の計画係を環境計画係に変更 環境センターの管理部を庶務部と情報管理部に再編し，5部制とする
平元. 4. 1	環境管理課に参事（廃棄物担当）の配置 原子力安全対策室長（専任）の配置
平 3. 4. 1	環境管理課を環境政策課に，公害規制課を環境保全課に再編 環境政策課内に廃棄物対策室を設置
平 5. 4. 1	環境政策課廃棄物対策室を再編し，一般廃棄物係と産業廃棄物係に改組
平 7. 4. 1	環境政策課に屋久島環境文化村中核施設開館準備班を設置
平 8. 4. 1	環境生活部（保健環境部と県民福祉部との統合・再編）の設置 環境政策課に環境計画推進係を設置 環境政策課にあった自然保護係を環境保護課（自然保護係・自然公園係・野生生物係）に改組 環境保全課を環境管理課へ，廃棄物対策室を環境整備室へ改称
平 9. 4. 1	環境整備室を環境整備課に改組 環境担当の環境生活部次長の配置
平11. 4. 1	環境保護課に世界自然遺産会議開催準備班を設置
平12. 4. 1	環境センターと衛生研究所を統合し，環境保健センターに改組 （庶務部，環境保健部，微生物部，食品薬事部，大気部，水質部，放射線部）体制へ
平13. 4. 1	環境保護課に全国野鳥保護のつどい開催準備班を設置 環境政策課に環境対策専門員，環境整備課に環境整備専門員の配置

平14. 4. 1	環境管理課に環境管理専門員の配置
平15. 4. 1	環境整備課に監視指導班を設置
平15. 4. 22	県環境学習中核施設「生命と環境の学習館」開設
平16. 4. 1	環境整備課に管理型処分場整備班を設置
平17. 4. 1	原子力安全対策室が環境生活部から危機管理局へ移管 環境計画推進係を地球環境係へ改称
平18. 4. 1	環境整備課を廃棄物・リサイクル対策課へ改称し、リサイクル推進係を新設 川内環境監視センターと環境保健センター放射線部を統合して環境放射線監視センターに改称し、環境生活部から危機管理局へ移管
平19. 6. 1	廃棄物・リサイクル対策課の管理型処分場整備班を管理型処分場整備推進班に改称し、薩摩川内市駐在とする。
平21. 4. 1	環境部の設置 環境企画課，地球温暖化対策課，廃棄物・リサイクル対策課，自然保護課，環境保全課を設置 廃棄物・リサイクル対策課の管理型処分場整備推進班の薩摩川内市駐在を廃止して，課内に設置し，薩摩川内市に管理型処分場建設推進センターを設置
平22. 4. 1	環境林務部（環境部と林務水産部との統合・再編）の設置 環境企画課と林務水産課（林務部門）を環境林務課へ改組，地球温暖化対策課に森林吸収源対策係を新設，管理型処分場建設推進センターの廃止
平23. 4. 1	狩猟行政を森林整備課から自然保護課へ移管